

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成21年神奈川県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項から第3項までの規定中「次に掲げる」の次に「事項のうち公表することにより当該計画書提出事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。